

別表第 22 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (令和 6 年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率		
		区分	%	%		
令和 6 年度分	経営支援制度融資	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	
			特別小口 (医業を除く小規模 NPO 法人)	0.40	0.76	
			特別 A	0.40	0.90	
			特別 D	0.40	0.90	
			特別 D (医業を除く小規模 NPO 法人)	0.40	0.76	
			特別 E	0.40	0.80	
	小規模企業融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90	
				0.46	1.75	
				0.40	1.55	
				0.35	1.35	
				0.30	1.15	
				0.26	1.00	
				0.21	0.80	
				0.16	0.60	
				0.12	0.45	
				特別 A	0.30	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
		特別 D	0.30	0.76		
		特別 E	0.30	0.80		
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.18	0.80	
				0.13	0.60	
				0.11	0.45	
				特別 A	0.25	0.90
	特別 B			0.55	1.14	
	特別 C			0.50	1.06	
特別 D	0.25	0.76				
特別 E	0.25	0.80				
小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20		
			1.14	2.00		
			1.02	1.80		
			0.90	1.60		
			0.74	1.35		
			0.59	1.10		
			0.55	0.90		
			0.50	0.70		
			0.30	0.50		
			特別 A	0.40	0.90	
特別 D	0.40	0.90				
特別 E	0.40	0.80				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率	
			区分	%	%	
令和6年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資 (一般枠)	(7年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.30	0.76	
			特別 E	0.30	0.80	
			(10年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
	0.25	1.15				
	0.22	1.00				
	0.18	0.80				
	0.13	0.60				
	0.11	0.45				
	特別 A	0.25			0.90	
	特別 B	0.55			1.14	
	特別 C	0.50			1.06	
	特別 D	0.25			0.76	
	特別 E	0.25			0.80	
		安心実現のための 高知県緊急融資 (事業者選択型経営者 保証非提供促進枠)			産振 10 (2要件充足)	0.52
			0.49	1.85		
			0.44	1.65		
			0.40	1.45		
			0.35	1.25		
0.32			1.10			
0.28			0.90			
0.23			0.70			
0.21			0.55			
特別 A			0.35	1.00		
特別 D			0.35	0.86		
産振 10 (1要件充足)			0.72	2.20		
			0.69	2.05		
			0.64	1.85		
			0.60	1.65		
	0.55	1.45				
	0.52	1.30				
0.48	1.10					
0.43	0.90					
0.41	0.75					
特別 A	0.55	1.20				
特別 D	0.55	1.06				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和6年度分	経営支援融資制度	借換え融資	一般	1.07	1.90
				0.94	1.75
				0.82	1.55
				0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45
				特別 A	0.40
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.40	0.76
			特別 E	0.40	0.80
		流動資産担保	0.36	0.68	
	経営安定融資	経営安定融資	特殊	1.01	1.62
				0.91	1.49
				0.80	1.32
				0.70	1.15
				0.57	0.98
				0.44	0.85
				0.40	0.68
				0.35	0.51
				0.22	0.39
				短期	1.17
			1.04	1.75	
			0.92	1.55	
0.80			1.35		
0.64	1.15				
0.50	1.00				
0.45	0.80				
0.40	0.60				
0.25	0.45				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率	
			区分	%	%	
令和6年度分	特別融資制度	産業振興計画推進融資 (7年)	産振 7	0.49	1.90	
				0.46	1.75	
				0.40	1.55	
				0.35	1.35	
				0.30	1.15	
				0.26	1.00	
				0.21	0.80	
				0.16	0.60	
				0.12	0.45	
				特別 A	0.30	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80
			(10年)	産振 10	0.42	1.90
		0.39			1.75	
		0.34			1.55	
		0.30			1.35	
		0.25			1.15	
		0.22			1.00	
		0.18			0.80	
	0.13	0.60				
	0.11	0.45				
	特別 A	0.25			0.90	
	特別 B	0.55	1.14			
	特別 C	0.50	1.06			
	特別 D	0.25	0.76			
	特別 E	0.25	0.80			
		南海トラフ地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	
	0.31			1.75		
	0.27			1.55		
	0.24			1.35		
	0.20			1.15		
	0.18			1.00		
	0.14			0.80		
	0.12			0.60		
	0.11			0.45		
	特別 A			0.20	0.90	
	特別 B			0.55	1.14	
	特別 C			0.50	1.06	
	特別 D	0.20	0.76			
		(7年)	産振 7	0.49	1.90	
	0.46			1.75		
	0.40			1.55		
	0.35			1.35		
	0.30			1.15		
	0.26			1.00		
0.21	0.80					
0.16	0.60					
0.12	0.45					
特別 A	0.30			0.90		
特別 B	0.55			1.14		
特別 C	0.50			1.06		
特別 D	0.30			0.76		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率		
			区分	%	%		
令和6年度分 特別融資制度	次世代施策推進融資	(10年)	産振 10	0.42	1.90		
				0.39	1.75		
				0.34	1.55		
				0.30	1.35		
				0.25	1.15		
				0.22	1.00		
				0.18	0.80		
				0.13	0.60		
		(15年)	特別 A	0.25	0.90		
				特別 B	0.55	1.14	
				特別 C	0.50	1.06	
				特別 D	0.25	0.76	
				(20年)	特別 A	0.10	0.90
				特別 B		0.55	1.14
	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90			
			0.94	1.75			
			0.82	1.55			
			0.70	1.35			
			0.55	1.15			
			0.46	1.00			
			0.42	0.80			
			0.36	0.60			
			0.21	0.45			
			特別 A	0.10	0.90		
			特別 B	0.55	1.14		
			特別 C	0.50	1.06		
			特別 D	0.10	0.76		
創業者等応援融資（一般枠）	創業	0.10	0.85				
創業者等応援融資（スタートアップ創出促進枠）	創業	0.30	1.05				
事業再生支援融資（一般枠）	一般	1.07	1.90				
		0.94	1.75				
		0.82	1.55				
		0.70	1.35				
		0.55	1.15				
		0.46	1.00				
		0.42	0.80				
		0.36	0.60				
		0.21	0.45				
		特別 A	0.10	0.90			
		特別 B	0.55	1.14			
		特別 C	0.50	1.06			
		特別 D	0.10	0.76			
		特別 E	0.10	0.80			
事業再生支援融資（事業再生計画実施枠）	サポート（責任共有）	0.20	0.80				
	サポート（責任共有対象外）	0.20	1.00				
農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率	
			区分	%	%	
令和6年度分	特別融資制度	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継1（確認無）	0.42	1.90	
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.18	0.80	
				0.13	0.60	
				0.11	0.45	
				事業承継2（確認有）	0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.19	0.85
					0.15	0.70
					0.13	0.60
		0.11	0.50			
		0.09	0.40			
		0.07	0.30			
		0.05	0.20			
		事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）	地震・節電対策		0.34	1.90
					0.31	1.75
					0.27	1.55
					0.24	1.35
				0.20	1.15	
				0.18	1.00	
				0.14	0.80	
				0.12	0.60	
				0.11	0.45	
特定経営承継準備	0.20			1.15		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率		
			区分	%		%	
令和6年度分	特別融資制度	経営改善支援融資	経営改善	1.15	1.15		
				1.00	1.00		
				0.85	0.85		
				0.70	0.70		
				0.60	0.60		
				0.50	0.50		
				0.40	0.40		
				0.30	0.30		
				0.20	0.20		
				特別 A	0.00	0.20	
				特別 D	0.20	0.20	
				産業人材確保促進融資	地震・節電対策	0.34	1.90
						0.31	1.75
						0.27	1.55
	0.24	1.35					
	0.20	1.15					
	0.18	1.00					
	0.14	0.80					
	0.12	0.60					
	0.11	0.45					
	特別 A	0.20	0.90				
	特別 B	0.55	1.14				
	特別 C	0.50	1.06				
	特別 D	0.20	0.76				
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90		
				0.31	1.75		
				0.27	1.55		
0.24				1.35			
0.20				1.15			
0.18				1.00			
0.14				0.80			
0.12				0.60			
0.11				0.45			
特別 A				0.20	0.90		
特別 B		0.55	1.14				
特別 C		0.50	1.06				
特別 D		0.20	0.76				
特別 E		0.20	0.80				
災害対策特別融資		一般	0.00	1.90			
			0.00	1.75			
			0.00	1.55			
			0.00	1.35			
			0.00	1.15			
			0.00	1.00			
	0.00		0.80				
	0.00		0.60				
	0.00		0.45				
	特別 A		0.00	0.90			
特別 B	0.00	1.14					
特別 C	0.00	1.06					
特別 D	0.00	0.76					
特別 E	0.00	0.80					

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 7 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 10 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。
- 11 「区分」欄の「経営改善」とは、国が定める伴走支援型特別保証が付される場合をいう。
- 12 「区分」欄の「確認」とは、高知県事業承継・引継ぎ支援センター並びに高知県中小企業活性化協議会による確認をいう。
- 13 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合は保証料率及び基本保証料率に 0.25 パーセントを上乗せし、ア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後 2 事業年度の決算が無い場合は同様に 0.45 パーセントを上乗せする。
ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表において、債務超過でないこと
イ 保証申込日の直前 2 期の決算における損益計算書において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと
- 14 「区分」欄の「2 要件充足」とは、13 のア及びイのいずれにも該当する場合をいう。また、「1 要件充足」とは、13 のア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後 2 事業年度の決算が無い場合をいう。